

町長コラム 第189号

犬と猫との共生

昨年、犬を飼い始めました。18年生活を共にした「デコ」が旅立って1年半、生後3か月の子犬がやってきました。成犬になっても体長40センチ弱の犬種で、とにかく人懐こく、誰でも相手してくれます。まさにセラピー犬です。名前を「リン」といいます。

ところで、町には犬や猫のフン害などの苦情が増えています。飼い猫の子が増えて飼えなくなったり、野良猫に餌やりをつづけて子が増えてしまう、犬の散歩時フンをそのままにすることなどが原因です。

この対策として、エサやりの禁止やフンの持ち帰り、外に出ない飼育、野良猫の不妊などの啓発するための条例を検討しています。これを根拠として、今まで改善のお願いしかできなかったものが、文書による指導や命令、聞き入れていただけない場合は過料、広報も強化したいと思います。

しかし、根本的な解決にはならないと感じています。動物には人の心の隙間を埋めてくれる何かがあり、家族のような存在でもあると感じます。野良猫もエサやりをすとなつてくれますが、近所にフン害などが発生し不快な思いをすることになります。

この心の隙間を埋める何かが無ければ別の何かに置き換わるだけなのかもしれません。

内閣府が行った令和4年度の高齢者の健康に関する意識調査では、健康状態が良いと回答した人ほど生きがいを感じる程度は高く、健康状態と生きがいは非常に強い相関関係がみられると報告されています。楽しいこと、熱中できること、やるべきことなどがあると、気持ちに張り合いが生まれ、前向きな気持ちになれると言われています。

これまで行政は、「楽しさ」を追求していませんでした。また、不得手でもあります。そこで、民間などと連携し、楽しく参加できる健康づくりや各種施策を創っていききたいと思います。

また、コロナ禍を経て今までのコミュニティの形が変わり始めています。特に、隣組に加入しない世帯、あるいは一人暮らし高齢者世帯も増えています。

そして、町への相談や要望・苦情、特に困難事案が年々増えており、超少子高齢化・人口減少、限られた職員数と財政状況の中で、対応することとなります。

## 20歳になったら国民年金

国民年金は、老後や障害を負ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、「働いている世代の皆さんで支えよう」という考えのもと作られた制度です。

20歳以上60歳未満のかたは、加入することが義務付けられ、20歳になると日本年金機構から国民年金加入のお知らせが届きます。すでに公的年金制度に加入されているかたは除きます。

### ①保険料の納付方法

納付書、口座振替またはクレジットカードのいずれかで納付します。口座振替またはクレジットカードは、申請が必要です。

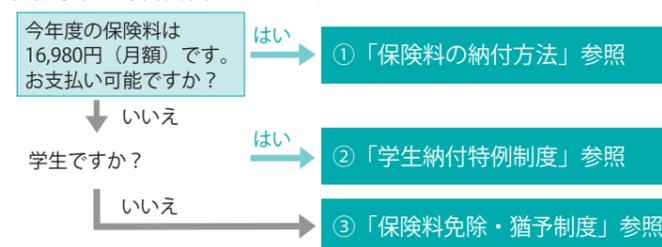
### ②学生納付特例制度

学生のかたは、本人の前年所得が基準以下の場合、申請により保険料の納付が猶予されます。申請には学生証の写または在学証明書が必要です。

### ③保険料免除・納付猶予制度

保険料を納めることが経済的に困難な場合、申請後に承認されると、保険料の納付が免除または猶予されます。失業による特例免除を申請する場合は、雇用保険被保険者離職票などの写しが必要です。

### 国民年金保険料について (以下のフロー図でご確認ください)



保険料を未納のままにしておくと、将来的に老齢基礎年金や障害基礎年金、遺族基礎年金を受けられない場合があります。

納付が困難な場合は、未納のままにせず、免除や猶予の手続きをしましょう。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご覧ください。



問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366

## 本庄税務署から確定申告のお知らせ

### 確定申告はご自宅などからマイナンバーカード×e-Taxで！

確定申告には、ご自身のスマホ・パソコンから国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用するe-Taxが便利です。確定申告会場に出向かずにご自宅から確定申告ができますので、ぜひe-Taxをご利用ください。

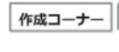
また、マイナポータルとe-Taxを連携（マイナポータル連携）すると、確定申告書の該当項目が自動入力されるため、医療費通知情報や寄附金受領証明書などを1件ずつ入力する必要がなく、書類の提出保存も不要となり便利です。

さらに、給与所得や公的年金等の源泉徴収票なども自動入力の対象になります。なお、マイナポータル連携をご利用になるには事前準備が必要となりますので、お早めの準備をお願いします。

この機会にぜひマイナポータル連携を使ったe-Taxをご利用ください。



確定申告はこちら



マイナポータル連携はこちら

《確定申告などに関するお問合せ》  
国税庁ホームページ「タックスアンサー」または「チャットボット（ふたば）」をご利用ください。  
《e-Tax・作成コーナーの操作などに関するお問合せ》  
「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(☎0570-01-5901)  
【受付】月曜日～金曜日（休祝日は除きます。）

### 所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します

- 会場 本庄税務署
- 期間 2月17日(月)～3月17日(月)（土日・祝日を除く）
- 時間 相談受付：午前8時30分～午後4時  
相談開始：午前9時～



国税庁LINE公式アカウント

確定申告会場の入場には、次の方法により発行される入場整理券が必要です。

- ①国税庁LINE公式アカウントを通じたオンラインでの事前発行
- ②各会場当日配付（配付状況により、相談受付を終了する場合がありますので、オンラインでの入場整理券の事前発行をお勧めします。）

※上記期間前は税務署内に確定申告会場はありません。2月14日(金)以前に所得税・個人消費税・贈与税の申告相談を希望される場合は、事前に相談日時等を電話予約いただく必要がありますので、予約なくお越しいただいても対応できません。

※確定申告会場では、マイナンバーカード方式によるスマホ申告を基本とした相談体制としております。マイナンバーカードと併せてパスワード（①署名用電子証明書用 英数字6～16文字、②利用者証明用電子証明書用 数字4桁）が分かるようにしてお越しください。

### 【書面による申告書等をご提出されるかたへ】

令和7年1月以降、確定申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。ぜひご利用ください。

また、確定申告会場では、ご自宅で作成された申告書の検算（金額の確認など）や書面による申告書の作成はしていませんので、e-Taxまたは郵送等での提出をお願いします。

問合せ＝本庄税務署 ☎22-2111(自動音声案内2)